

# リスク管理体制

当行ではリスクを正確に把握・分析し、管理・運営していくことが極めて重要であると認識し、リスク管理体制の強化・充実に取り組んでいます。

## 統合的なリスク管理体制

銀行業務には、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクなどさまざまなリスクが存在します。

当行では、収益性を向上させ、かつ経営の健全性を維持していくためには、個々のリスクを別々に管理するだけでなく、これらのリスクを一元的に把握し、銀行全体として許容できる範囲内にコントロールしていくことが必要であると考えています。

そのため、リスク毎にグループ全体のリスクを管理する部署を定めていることに加え、「リスク管理部」がこれらのリスクを一元的に把握し、「ALM委員会」、「信用リスク管理委員会」及び「オペレーショナル・リスク管理委員会」の場できめ細かい管理や検討を行うとともに、リスクの状況について取締役会に報告し対応策を

検討・実施していく統合的なリスク管理体制を構築しています。

また、実効性のあるリスク管理体制を実現するため、リスク管理が適切に行われているかを「監査部」が定期的に監査し、取締役会に報告しています。

## 統合リスク管理

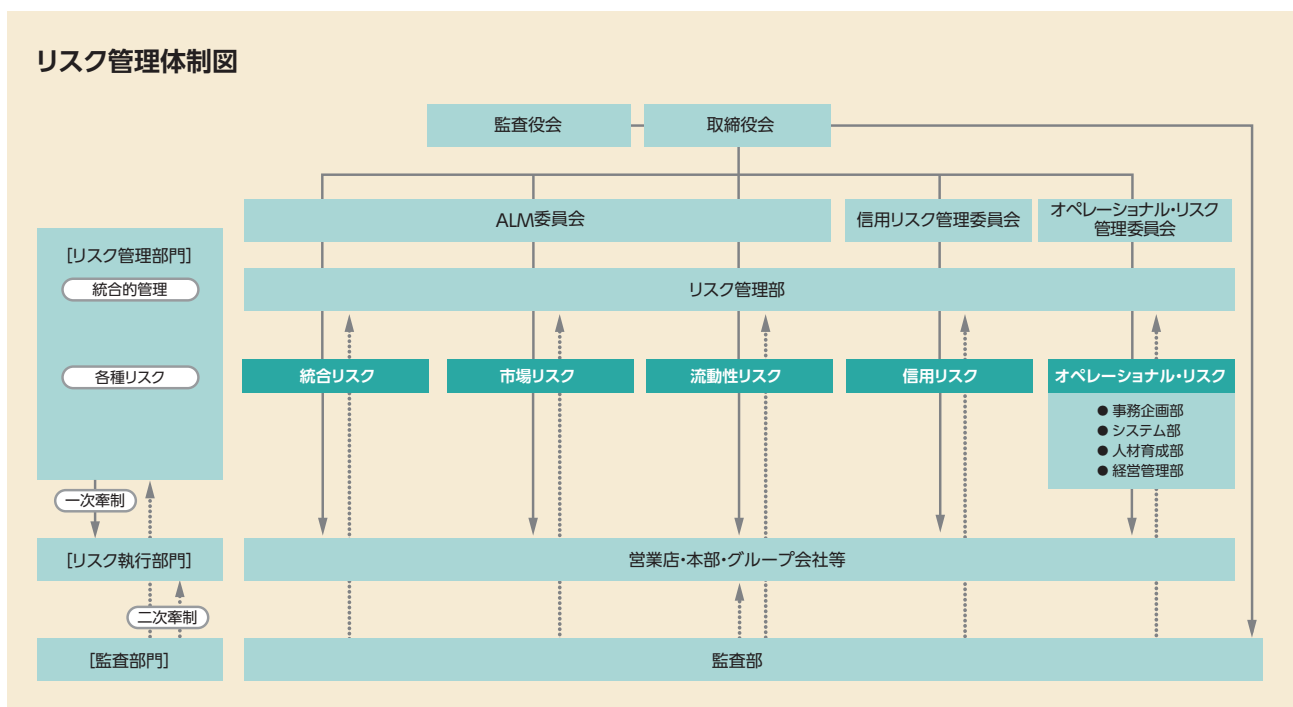
当行では、さまざまなリスクを可能な限り統一的な尺度で統合的に管理していくことを基本としています。統合リスクとは、リスクの計量化による管理が可能な信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクを合算したものです。

統合的なリスク管理部署である「リスク管理部リスク統括グループ」は、計量化した統合リスクと自己資本との比較を行うことで、リスクに対する自己資本の充実度を検証し、その結果を四半期

毎に取締役会に報告しているほか、ストレス・テストを実施しています。ストレス・テストとは、景気後退期における企業環境の悪化や土地価格の下落など、一定のストレス・シナリオを想定し、当該シナリオに基づくリスク量の増加を予想したうえで、ストレス時の自己資本の充実状況を検証することです。

また、統合リスク管理の具体的な枠組みとして、「リスク資本配賦制度」を導入しています。「リスク資本配賦制度」とは、経営体力である自己資本の範囲内で国内営業部門・市場部門といった部門別にリスク資本（許容リスク量）をあらかじめ配賦し、健全性の確保を図ったうえで、各部門が収益性の向上や効率的な資本の活用などリスク・リターンを意識した業務運営を行う仕組みのことです。

リスク管理体制図



各部門における現状のリスク資本の使用状況やリスク・リターン実績のモニタリングに加え、今後の環境変化も勘案したシナリオ分析を行っていくという「リスクアペタイト・フレームワーク」を導入・活用し、損失の発生を抑制しています。

## 信用リスク管理体制

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいい、銀行業務におけるリスクの多くを占めています。

当行では、「内部格付制度」を中心に厳正な信用リスク管理体制を構築し、個別与信管理と与信ポートフォリオ管理を行っています。また、資産の自己査定では、適正な償却・引当を実施しています。

あわせて、信用リスクに係る各部門は独立性を確保しています。具体的には、審査・管理部門が、与信部門（営業店及び営業部門）における個別案件の信用リスクを管理し、審査・管理部門及び与信部門から組織・業務が独立した「リスク管理部信用リスクグループ」が、信用リスク管理部署として信用リスク全体を統括管理します。「リスク管理部リスク統括グループ」は、統合的リスク管理部署として信用リスクを含めたすべてのリスクを統合的に管理し、さらに「監査部」は、監査部署として

## 信用リスク量とは

計量化により算出されるリスク量には、「期待損失」と「非期待損失」があり、「期待損失」は今後1年間に発生すると予想される損失額の平均的な水準を表し、「非期待損失」は今後1年間に予想される期待損失からの最大の振れ幅を表します。一般的に「期待損失」は引当金でカバーすべき部分、「非期待損失」は潜在的損失として自己資本でカバーすべき部分とされています。

信用リスク管理に係る各部門の業務を監査します。

また、「信用リスク管理委員会」を定期的に開催し、信用リスク管理方針の検討、「内部格付制度」の運用状況及び与信ポートフォリオのモニタリングなどを行い、貸出資産の健全性確保に努めています。

## 内部格付制度

当行では、「内部格付制度」により、企業の財務状況、資金繰りなどの財務データを基に、与信先を15区分の格付に分類しています。年1回の定期的な見直しに加え、企業の状況に応じて随時見直すことにより、信用リスク管理の原点である企業の実態把握と審査の充実に努めています。この「内部格付制度」を信用リスク管理の中心に位置付け、貸出金利のプライシングや融資の決裁権限など、実際の管理に幅広く活用しています。

## 個別与信管理

個別案件の審査は、与信の基本原則（安全性・収益性・流動性・成長性・公共性）のもと、営業店及び「審査部審査指導グループ」を中心に、審査基準に従った

厳正な審査を行っています。また、「企業サポート部経営支援グループ」では経営改善が必要なお客さまの支援を行い、「企業サポート部債権管理グループ」では破綻先などの整理回収活動を行っています。こうした事前の審査及び事後の管理をとおして優良な貸出資産の積み上げと損失の極小化を図っています。

## 与信ポートフォリオ管理

与信ポートフォリオ管理とは、個別与信が特定の国や業種に集中することなどにより、一時に大きな損失を被るリスクを管理していくものです。「リスク管理部信用リスクグループ」では、国別・業種別・格付別などのさまざまな角度から信用リスクの状況を把握し、与信上限額の設定など必要な対策を講じることにより、与信ポートフォリオの健全性向上に努めています。

与信ポートフォリオ管理においては、信用リスクの計量化に取り組んでいます。信用リスクの計量化とは、信用供与先の倒産や経営状況の悪化などにより発生が見込まれる将来の損失額（リスク量）を統計的手法により予測することです。当行では、リスク量

# リスク管理体制

としてVaR (想定最大損失額) を用い、計測を行っています。また、デフォルト・データやデフォルト先からの貸出金回収データなどの蓄積・整備を進めることで、計量化をより精緻化・高度化し、予測精度の向上を図っています。

さらに、計量結果を貸出金利のプライシングに活用することで、信用リスクを反映した適正な金利水準の確保に努めています。

## 資産の自己査定

自己査定とは、金融機関が自らの資産について個々に検討・分析し、資産価値の毀損や回収の危険性の程度に従って分類・区分することであり、銀行法に基づく「早期是正措置制度」により金融機関に義務付けられています。「早期是正措置制度」とは、金融機関の自己資本比率の状況に応じて行政措置が発動される制度で、正確な自己資本比率算出のためには、適正な償却・引当を行い資産内容の実態をできる限

り客観的に反映した財務諸表を作成することが前提になります。

当行では、「資産自己査定規程」に基づいて営業店が資産の自己査定を実施し、その内容を審査・管理部門がチェックしています。その後「監査部」が自己査定結果やプロセスの正確性について、監査を実施しています。また、この結果に基づいて、「リスク管理部信用リスクグループ」が引当額の算定を行い、「企業サポート部債権管理グループ」が償却を実施し、その後「監査部」が監査を実施しています。このようなプロセスをつうじて当行は資産の健全性を堅持しています。

## 市場リスク管理体制

市場リスクとは、金利、有価証券などの価格、為替などの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、市場リスクについてALM管理体制を導入しています。

「ALM委員会」を定期的開催し、金利リスク、為替リスク及び価格変動リスクなどについて、きめ細かい対応策を協議・決定し、市場リスクを管理しています。

具体的には、「リスク資本配賦制度」の一環として、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場性取引や預貸金といった商品毎のVaR (想定最大損失額) に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場性取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しており、四半期毎に投資方針を見直すことでリスクをコントロールしています。

市場部門の組織については、取引執行所管部署(フロントオフィス:「市場営業部」、海外店)と事務管理所管部署(バックオフィス:「市場業務部」)を分離し、

## 市場リスクのVaR (単体) の状況

(単位: 百万円)

	バンキング	トレーディング
2017年 3月末	121,606	38
2017年度中の状況		
2017年 6月末	93,952	216
9月末	79,751	33
12月末	84,471	39
2018年 3月末	116,524	18
最大	116,524	588
最小	77,528	5
平均	91,162	255

### ●VaRの計測手法

モデル : 分散・共分散法  
 信頼水準: 99.9%  
 観測期間: 1年 (240営業日)  
 保有期間: バンキングは1年、  
 トレーディングは10日

さらにリスク管理部署(ミドルオフィス:「リスク管理部市場リスクグループ」)を設置することで、相互に牽制する体制をとっています。

## 流動性リスク管理体制

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクからなります。資金繰りリスクとは、金融機関の財務内容の悪化などにより必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。また、市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、「市場営業部」が資金繰り管理部署として、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析などを行っており、資金繰りリスクに対しては、市場調達額が過大とならないように一定の限度額を設定しているほか、短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有するよう定めることなどで、日々適切な資金繰り管理を実施しています。また、市場流動性リスクに対しては、各市場取引におけるポジション限度枠の設定により対応しています。

「リスク管理部市場リスクグ

ループ」は、リスク管理部署として、流動性リスクに与えるさまざまな要因を特定・評価するとともに、各種限度枠などの遵守状況についてモニタリングし、流動性リスクの増大を招かないよう努めています。

また、市場リスクと同様に、流動性リスクについても、「ALM委員会」の場に対応策を協議・決定しています。

なお、当行の資金繰りに影響を及ぼすような不測の事態が発生した場合も全行的に速やかに対処できるよう、業務継続計画を制定し、万全を期しています。

## オペレーショナル・リスク管理体制

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的事象により損失が発生し得るリスクのことをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを、事務リスク(次頁)、システムリスク(次頁)、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに分類しています。人的リスクとは、職場の安全環境や差別行為などに起因して損失が発生するリスクをいい、有形資産リスクとは、建物・設備の毀損などにより損失が発生するリスクをいいます。また、風評リスクとは、評判の悪化などにより信用が低下することから損失が発生するリスクをいいます。

リスク管理体制については、各

リスク所管部署(事務リスク:「事務企画部」、システムリスク:「システム部」、人的リスク:「人材育成部」、有形資産リスク:「経営管理部」)を定めるとともに、「リスク管理部リスク統括グループ」をリスク統括部署とし、同グループの統括管理のもと、連携してリスク管理を行っています。なお、風評リスクについては、「リスク管理部リスク統括グループ」が直接管理し、また、各リスクに含まれる法務リスク及びコンプライアンスに係るリスクについては、各リスク所管部署と「コンプライアンス部」が連携して管理します。

また、「オペレーショナル・リスク管理委員会」を設置し、経営の直接関与のもと、オペレーショナル・リスク損失事象などに関する報告を受け管理方針を策定し(Plan)、管理規程類に則った実施(Do)、また評価・改善(Check&Action)していくという、「PDCAサイクル」により、問題点の改善・是正を行う管理体制を構築しています。この一連の「PDCAサイクル」による管理の実効性確保のため、当行では、リスクの内容を特定・評価・把握・管理し、かつ削減するための方策を策定して実施するというCSA(Control Self Assessment)を導入しています。CSAによる管理とは、当行で生じたオペレーショナル・リスク損失事象に対応するとともに、他行や他業態で発生した損失事象を踏まえて、当

## リスク管理体制

行の管理体制で十分かどうかを評価し、必要に応じて対策を打つことで、未然にリスク顕在化を防止するというものです。

### 事務リスク管理体制

事務リスクとは、正確な事務を怠ったり、事故・不正などを起こす、またはお客さまに対する職務上の義務や説明などを怠ることによって損失を被るリスクです。

お客さまから信用を得るためには正確な事務処理が不可欠と考え、当行では「事務企画部」が中心となり、基本に則った厳正な事務を行い、事故の未然防止に努めています。

具体的には、業務毎に詳細な事務手順を示した事務基準を制定しているほか、現金・手形・通帳など重要物の厳正な取扱いの徹底、営業店や本部の事務管理体制の指導、事務水準向上のための研修を行っています。

また、各営業店で実施している自店検査についても、「事務企画部」がモニタリングや検証を実施することにより、事務の正確性確保と事務水準の向上に努めています。

監査体制としては、「監査部」がすべての営業店及び本部各部・室に原則として年1回以上立ち入り、基準に従って業務全般にわたる厳格な監査を実施しています。これらの結果を各営業店、部・室に遅滞なく通知するとともに、取締役会で定期的に報告し、業務改善に

反映できる仕組みとしています。

### システムリスク管理体制

システムリスクとは、当行が保有している情報の漏洩や改ざん、コンピュータシステムの不正使用や停止・誤作動といった障害などに伴い損失を被るリスクです。

当行は、お客さまのお取引データなどさまざまな情報を保有しており、その情報を処理するためのシステムを構築しています。お客さまにさまざまなサービスを提供していくためにも、銀行業務におけるコンピュータシステムの役割は年々高まっており、システムリスクが顕在化した場合には、お客さまに多大なご迷惑をおかけすることにもなりかねません。このため、システムリスク管理の重要性は、ますます増大しているといえます。

当行では、「システム部」が中心となり、コンピュータシステムの安定稼働のためにさまざまな対策を講じています。具体的には、勘定系などの基幹システムについてはハードウェアや回線を二重化し、障害時には速やかにもう一方に切り替えて業務を継続できる仕組みとしているほか、各部署が個々に使用しているシステムを含めたすべてのコンピュータシステムについて、データの厳正な管理体制、不正アクセスやウイルスの侵入防止対策、大規模災害など不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを整

備しています。

また、サイバーセキュリティについても、お客さまの安心・安全のための取組みを継続して進めています。

監査体制としては、「監査部」がコンピュータシステム全般の監査を実施しています。

### 業務継続体制

以上のリスク管理体制に加えて、地震等の自然災害やパンデミックといった不測の緊急事態が発生した場合においても、金融システム機能の維持に必要な業務を継続すること、中断を余儀なくされた場合には速やかに復旧することを目的に、「リスク管理部リスク統括グループ」が中心となり、業務継続体制を整備しています。

現在、首都直下地震等の大規模地震の他、複合災害として津波や火山噴火等の多様なリスクへの対策を行うなど、管理態勢の高度化を図っています。

### バーゼルⅢへの対応

2013年3月期より、バーゼルⅢによる自己資本比率規制が適用開始となりました。当該規制では、従来のバーゼルⅡに対し、資本算入要件の厳格化・資本控除項目の拡大による自己資本の質の強化や大規模金融機関向け取引・デリバティブ取引に関するリスクの追加捕捉などの見直しが行なわれたほか、自己資本比率は、総自己資本比率・Tier1比

率・普通株式等Tier1比率・資本バッファ比率(2016年3月期適用開始)の4つの比率それぞれで、規制水準を上回ることが求められます。バーゼルⅢによる自己資本比率規制は、リスクに対する自己資本の充実度を計測する最低所要自己資本比率を「第1の柱」とし、銀行自身による自己資本戦略の策定及び監督当局による検証を「第2の柱」とし、ディスクロージャーの充実をつうじた市場規律の確保を「第3の柱」とする3つの柱から構成されます。また、所要自己資本の計算方法は、リス

クの状態や管理手法に応じて銀行が選択します。

当行では、「内部管理の高度化をつうじて業容を拡大する」ことを基本方針とし、統合的なリスク管理体制高度化の一環として、バーゼルⅢに対応しています。所要自己資本の計算では、信用リスクについては「基礎的内部格付手法」、オペレーショナル・リスクについては「粗利益配分手法」(いずれも監督当局による承認が必要な手法)を採用しており、リスクをより精緻に自己資本比率に反映させています。

また、「第3の柱」として、本ディスクロージャー誌別冊資料編「財務データ及び自己資本の充実の状況等に係る説明資料」に、リスク管理の詳細(「内部格付制度」など)を含めた当行の自己資本の充実の状況を開示しています。

今後、安定調達比率などの新たな規制の適用が予定されており、これら規制の適用を見据え、現在、管理体制の整備・強化に取り組んでいます。

### 自己資本比率規制(国際統一基準)

自己資本比率は、以下の4つの比率から構成され、それぞれについて、規制水準を上回ることが求められます。

・ 総自己資本比率	$\frac{\text{総自己資本(Tier1+Tier2(劣後債・劣後ローン等))}}{\text{所要自己資本}^{*1} \times 12.5}$	≥8.0%
・ Tier1比率	$\frac{\text{Tier1(普通株式等Tier1+その他Tier1(優先株式等))}}{\text{所要自己資本}^{*1} \times 12.5}$	≥6.0%
・ 普通株式等Tier1比率	$\frac{\text{普通株式等Tier1(普通株式+内部留保等)}}{\text{所要自己資本}^{*1} \times 12.5}$	≥4.5%
・ 資本バッファ比率	$\frac{\text{資本バッファに係る普通株式等Tier1}}{\text{所要自己資本}^{*1} \times 12.5}$	≥2.5% (1.875% <sup>*2</sup> )

※1 所要自己資本の算出式は、以下のとおりです。

$$\text{所要自己資本} = \text{信用リスク} + \text{マーケット・リスク} + \text{オペレーショナル・リスク}$$

銀行が以下の2つから自ら適する手法を選択します。

- 「標準的手法」 (外部格付を利用し旧規制(バーゼルI)を一部修正した手法)
- 「内部格付手法」 (行内格付を利用して借り手のリスクをより精緻に反映する手法)
  - ・「基礎的内部格付手法」 (デフォルト率を銀行が推計)
  - ・「先進的内部格付手法」 (デフォルト時損失率なども銀行が推計)

事務事故、システム障害、不正行為などで損失が生じるリスクです。銀行が以下の3つから自ら適する手法を選択します。

- 「基礎的手法」 (銀行全体の粗利益を基準に計測する手法)
- 「粗利益配分手法」 (業務毎の粗利益を基準に計測する手法)
- 「先進的計測手法」 (過去の損失実績などを基に計測する手法)

※2 2018年3月期における資本バッファ比率の規制水準は、段階適用により、1.875%です。

### レバレッジ比率(国際統一基準)

レバレッジ比率は、以下の計算式により算定され、四半期ごとの開示が求められます。

・ レバレッジ比率	$\frac{\text{Tier1}}{\text{総エクスポージャー(オン・バランス項目+オフ・バランス項目)}}$
-----------	--